

## 「鳴子ダム水源地域ビジョン策定委員会」に関する傍聴規定（案）

- 1．鳴子ダム水源地域ビジョン策定委員会は原則として公開とする。
- 2．会議の傍聴は次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
  - (2) 委員会を傍聴しようとする者は、受付で所定の受付簿に住所、氏名等を記入しなければならない。
  - (3) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退出しなければならない。
  - (4) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
  - (5) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。